

# スタートアップ企業の成長支援について

【担当省庁】内閣府、財務省、経済産業省

「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」のグローバル拠点都市として、スタートアップ企業の成長を加速化するため、以下について支援いただきたい。

## 京都府・京都市共同提案

- 首都圏に集積する大型投資家等へのアピール機会の確保やスタートアップ企業が生み出した製品等に係る公共調達促進など、支援者の層や市場規模等の地方格差を克服し、拠点都市の自治体が国内外の優秀な人材の呼び込みや活動拠点の整備のために活用できる、自由度の高い財政支援制度の創設
- J-Startupプログラムに選定された企業に加え、グローバル拠点都市が応援するスタートアップ企業（J-Startup KANSAI企業等）も「新型コロナ対策資本金劣後ローン」を申し込みできるような対象の拡充
- 採算化まで10年以上を要する創薬・バイオスタートアップ企業を考慮し、欠損金の繰越控除制度の期間を無期限にするなど、世界の起業家から創業の地として選ばれる国となるような、世界トップレベルの税制優遇措置の検討
- 日本版SBIR制度による各省施策やデジタル庁に係る産業施策において、グローバル拠点都市内のスタートアップ企業が優先的に取り扱われる仕組みの構築

## 【現状・課題等】

- 拠点都市に採択された自治体が独自に進める取組（首都圏等の大型投資家を招聘したピッチ会、公共調達による販路拡大支援（チャレンジバイ））等に対する国からの財政支援がない
- 創薬スタートアップ等は法人設立後、赤字期間が10年を超えることも少なくなく、現行の欠損金繰越控除制度のスキームでは十分な優遇措置を受けられていない
- 新SBIR制度施行に当たっては、拠点都市を対象にテーマ照会が行われたものの、事業者採択に当たって拠点都市内のスタートアップ企業が優遇される制度にはなっていない。また、デジタル庁の創設に当たっても、大企業のみならず斬新な発想と機動力を兼ね備えるスタートアップ企業が十分に活躍できる仕組みづくりが重要

京都府 の担当課	商工労働観光部 ものづくり振興課 (075-414-5103)
-------------	---------------------------------

【国の事業等】

■中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し〔内閣府・経済産業省〕

- ▶ 中小企業等に対し、研究開発に関する国の補助金・委託費等の支出機会の増大を図るとともに、その成果の事業化を支援する省庁横断的な制度
- ▶ 令和2年6月に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律が一部改正され、令和3年4月から新制度が施行

■J-Startup〔経済産業省〕

- ▶ グローバルスタートアップ創出のため、官民で集中支援を行うプログラム。ベンチャーキャピタリスト等の外部有識者からの推薦に基づき、J-Startup企業を選定
- ▶ また、J-Startupの地域版として、令和2年10月に関西発のロールモデルとなる有望なスタートアップ企業31社がJ-Startup KANSAIに選定

■新型コロナ対策資本金劣後ローン〔財務省・経済産業省〕

- ▶ 日本政策金融公庫において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、事業再生に取り組む事業者等を対象に、財務体質強化を図るために資金を供給
- ▶ J-Startupプログラムに選定された企業、中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を図る者等が対象

■諸外国と日本のスタートアップへの税優遇比較 ※税率は原則的なもの記載

国名	通常の法人税率	スタートアップ企業等への優遇措置
日本	23.4%	5年間20%免除(国家戦略特区のみ)
シンガポール	17%	3年間100%免除(要件・上限あり)
タイ	20%	10年間100%免除(業種指定あり)

■法人税における欠損金の繰越控除制度

- ▶ 各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度
- ▶ 事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額を当期の所得金額の50%を限度に損金算入可能(ただし、新設法人は、法人設立後7年間、所得金額の100%まで損金算入可)

※米国、英国、ドイツ、シンガポール等は欠損金が無期限で繰越可能

【京都府の取組】

■起業するなら京都・プロジェクト推進事業費 1.4億円

スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施